Ｍ０１０　金属歯冠修復（１個につき）
　１　インレー
　　イ　単純なもの　190点
　　ロ　複雑なもの　284点
　２　４分の３冠（前歯）　370点
　３　５分の４冠（小臼歯）　310点
　４　全部金属冠（小臼歯及び大臼歯）　454点
注１　２については、前歯部の接着ブリッジのための金属歯冠修復の費用は、所定点数に含まれるものとする。
　２　３については、大臼歯の生活歯をブリッジの支台に用いる場合であっても算定できる。
　３　３については、臼歯部の接着ブリッジのための金属歯冠修復の費用は、所定点数に含まれるものとする。
Ｍ０１１　レジン前装金属冠（１歯につき）　1,174点
Ｍ０１２及びＭ０１３　削除
Ｍ０１４　ジャケット冠（１歯につき）　390点
Ｍ０１５　硬質レジンジャケット冠（１歯につき）　750点
Ｍ０１６　乳歯金属冠（１歯につき）　200点
（欠損補綴）
Ｍ０１７　ポンティック（１歯につき）　434点
注１　レジン前装金属ポンティックについては、所定点数に746点を加算する。
　２　金属裏装ポンティックについては、所定点数に320点を加算する。
Ｍ０１８　有床義歯
　１　局部義歯（１床につき）
　　イ　１歯から４歯まで　560点
　　ロ　５歯から８歯まで　690点
　　ハ　９歯から11歯まで　920点
　　ニ　12歯から14歯まで　1,340点
　２　総義歯（１顎につき）　2,100点
Ｍ０１９　熱可塑性樹脂有床義歯
　１　局部義歯（１床につき）
　　イ　１歯から４歯まで　670点
　　ロ　５歯から８歯まで　900点
　　ハ　９歯から11歯まで　1,120点
　　ニ　12歯から14歯まで　1,750点
　２　総義歯（１顎につき）　2,780点
Ｍ０２０　鋳造鉤（１個につき）
　１　双子鉤　230点
　２　二腕鉤　212点
Ｍ０２１　線鉤（１個につき）
　１　双子鉤　200点
　２　二腕鉤（レストつき）　140点
　３　レストのないもの　120点
Ｍ０２２　フック、スパー（１個につき）　103点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。

Ｍ０２３　バー（１個につき）
　１　鋳造バー　438点
　２　屈曲バー　248点
注　鋳造バー又は屈曲バーに保持装置を装着した場合は、所定点数に60点を加算する。ただし、保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。
Ｍ０２４　削除
Ｍ０２５　口蓋補綴、顎補綴（１顎につき）
　１　印象採得が困難なもの　1,500点
　２　印象採得が著しく困難なもの　4,000点
注１　義歯を装着した口蓋補綴又は顎補綴については、所定点数に区分番号Ｍ０１８に掲げる有床義歯から区分番号Ｍ０２３に掲げるバー及び区分番号Ｍ０２６に掲げる補綴隙の所定点数を加算した点数とする。
　２　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。
Ｍ０２５－２　広範囲顎骨支持型補綴
　１　ブリッジ形態のもの（３分の１顎につき）　18,000点
　２　床義歯形態のもの（１顎につき）　13,000点
注１　区分番号Ｊ１０９に掲げる広範囲顎骨支持型装置埋入手術に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該補綴に係る補綴物の印象採得から装着までの一連の行為を行う場合に、補綴治療を着手した日において算定する。
　２　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。
（その他の技術）
Ｍ０２６　補綴隙（１個につき）　30点
注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。
Ｍ０２７及びＭ０２８　削除
（修理）
Ｍ０２９　有床義歯修理（１床につき）　224点
注１　新たに製作した有床義歯を装着した日から起算して６月以内に当該有床義歯の修理を行った場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。
　２　保険医療材料料（人工歯料を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。
　３　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、患者の求めに応じて、破損した有床義歯を預かった日から起算して２日以内に修理を行い、当該義歯を装着した場合は、歯科技工加算として、１床につき所定点数に22点を加算する。
Ｍ０３０　有床義歯内面適合法
　１　局部義歯（１床につき）
　　イ　１歯から４歯まで　210点
　　ロ　５歯から８歯まで　260点
　　ハ　９歯から11歯まで　360点
　　ニ　12歯から14歯まで　560点
　２　総義歯（１顎につき）　770点
注　保険医療材料料（人工歯料を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。